

何に使える？ マイナンバーカードの便利な使い方

その1 コンビニなどで各種証明書が取得可能

取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 所得証明書
- 課税（非課税）証明書
- 戸籍証明書（※）
- 戸籍の附票の写し（※）

（※）本籍地が他市町村の場合、本籍地の市町村などに確認してください

利用できる時間

午前6時30分～午後11時
市役所が開いていない早朝や深夜、
土・日曜日・祝日も取得可能！
※マイナンバーカード作成時に設定した
暗証番号が必要です

利用できる店舗

- セブンイレブン
 - ローソン
 - ファミリーマート
 - イオン
- ※マルチコピー機設置店に限ります

免許返納を機会に
申請しませんか？

携帯電話の契約、
会員登録
などにも使えます

その2 本人確認書類として利用可能

マイナンバーカードの表面は、顔写真付きの公的な本人確認書類として利用できます。



その3 行政手続きが簡単に

児童手当や年金、税などの手続きの際に、マイナンバーカードを提示すれば、必要な添付書類が省略できる場合もあります。

その5 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）をスマートフォンで取得可能

政府公式の「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」から、接種証明書がいつでもどこでも確認できます。
※証明書の取得にはマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号が必要です

その4 健康保険証として利用可能

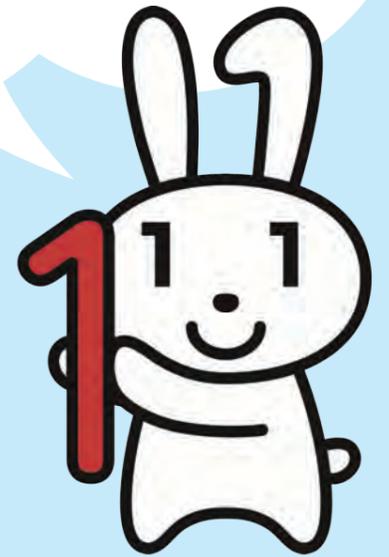
一部の医療機関・薬局で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。
※詳しくは4ページをご覧ください

将来的には運転免許証との一体化も！
（2024年度末の予定）

特集

そろそろ、あなたも マイナンバーカード

問合せ先＝市民生活課（☎28-9100）



本人確認書類としての利用や、コンビニエンスストアなどでの各種証明書の取得など、さまざまな場面で活躍している「マイナンバーカード」。更に、「健康保険証」としての利用も始まり、将来的には「運転免許証」との一体化が予定されるなど、今後、「マイナンバーカード」はますます便利になります。

「何に使えるのかわからない」「申請方法がわからない」などの理由でまだ作成していない方は、この機会にぜひ「マイナンバーカード」を作りませんか。

そもそも、マイナンバーカードってなに？

「マイナンバー（個人番号）」とは、年齢・国籍を問わず、日本に住民票がある全ての人に割り当てられる12桁の番号で、各種行政事務手続きに使われています。引っ越しや転職、結婚でも番号自体は変わることはありません。マイナンバーカードには、顔写真・住所・氏名・生年月日・性別が記載されており、**本人確認書類として利用できます。**



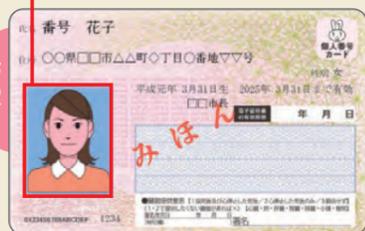
「通知カード」とはどう違うの？

「通知カード」は、マイナンバーを通知するために交付された紙製のカードです。マイナンバーを確認するためのもので、**本人確認書類として利用できません。**

持ち歩いても大丈夫！
マイナンバーカードの安全性



顔写真入りのため、なりすましはできません



オンラインの利用には、ICチップとカード作成時に設定した暗証番号が必要です。マイナンバーは使いません



万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
- カード利用には暗証番号の認証が必要、一定回数間違えると機能ロック

ICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報
は記録されていません

「悪用されそうと何となく怖い」「市役所まで申請に行くのがめんどう」と取得を敬遠される方もいらっしゃると思いますが、さまざまな安全対策が施されており、申請はスマートフォンなどで自宅からできます。また、職場への出張申請受付もやっているなど、市役所にお越しにならなくても申請できるようなっています。健康保険証としての利用が始まり、マイポイントがお得にもなるこの機会に、ぜひ申請してみてください。

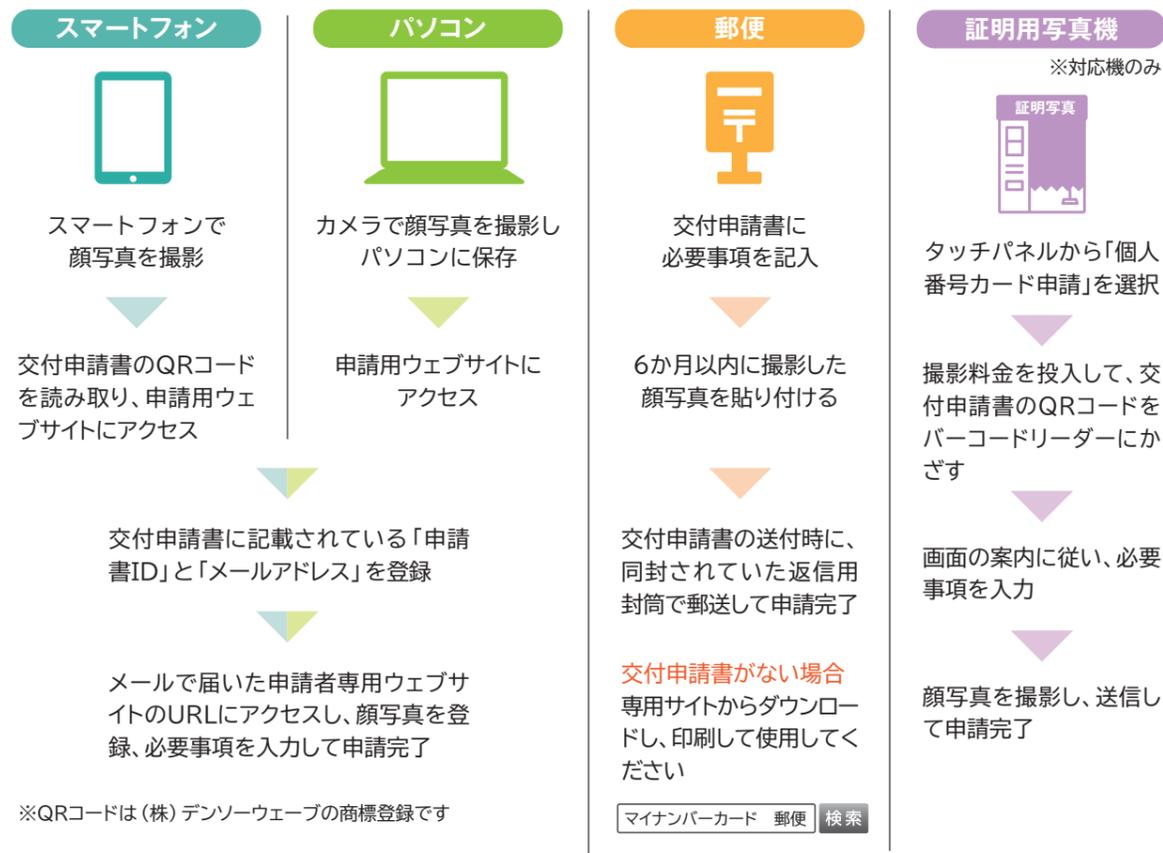
スマートフォンでの操作が苦手など、自身で申請することが難しい方は、職員がお手伝いしますので、ぜひ市役所の窓口においでください。



市民生活課
浜津有里

「いつでも」「どこでも」「簡単に」 自宅などから申請してみよう

通知カードに付属している「個人番号カード交付申請書（以下交付申請書）」（右記画像）をお持ちの方は、次の方法で申請できます。



スマートフォンなどの操作が苦手な方

市役所の窓口で申請

顔写真の無料撮影など、職員が申請をお手伝いします。

受付時間＝祝日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分、第2・4日曜日の午前8時30分～午後0時30分（5月の日曜日の受付は8日、29日）

申請場所＝市民生活課（ヨリネスしばた1階）、各支所住民福祉係（月～金曜日のみ）

申請に必要なもの＝運転免許証や健康保険証などの本人確認ができる書類、交付申請書（お持ちの場合）



職場などへの出張申請 始めました

出張申請を受け付けています

職員が職場などにお伺いして、顔写真の無料撮影など、申請をお手伝いします。受け付け人数など、詳しくは、市民生活課へご相談ください。

申・岡 市民生活課窓口係 ☎28-9100



申請から交付まで概ね1～2か月かかります。お早目の申請をおすすめします

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

令和3年10月から、一部の医療機関・薬局で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。利用できる医療機関・薬局は、順次拡大される予定です。

健康保険証としてずっと使える！

就職・転職・引っ越しをしても、健康保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できます。

※保険者への加入の届出は引き続き必要です



高額医療費の限度額を超える一時的な支払が不要に！

高額療養費制度における限度額を超える支払が手続きなしで免除されます。

※自治体独自の医療費助成などについては、書類の持参が必要です



自身の健康管理に役立つ！

政府が運営するオンラインサービスの「マイナポータル」で、処方された薬、特定健診などの自分の体に関する情報を確認できます。



より良い医療の提供が可能に！

本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師などと共有でき、より適切な医療が受けられます。



利用には申込みが必要です！

「マイナポータル」やセブン銀行ATM、顔認証付きカードリーダーを導入済みの医療機関・薬局で申し込みができます。詳しくは、「マイナポータル」のホームページをご確認ください。ご自身の申し込みが難しい方は、市役所の窓口へマイナンバーカードをお持ちください。

利用できる医療機関・薬局はこのステッカーやポスターが目印です！



▲マイナポータル



▲ステッカー



▲ポスター

マイナンバーカードでマイナポイントを受け取ろう 第2弾

マイナンバーカードを使って申し込み後、選択したキャッシュレス決済サービス（※）でチャージまたはお買い物をする、利用金額の25%分（最大5000円相当）の「マイナポイント」が受け取れます。受け取ったポイントは、いつものお買い物で利用することができます。

※OPayなどの電子決済サービスや電子マネー、クレジットカードなど



対象＝マイナンバーカードを新規取得した方、取得済みで第1弾に申し込んでいない方

マイナポイント取得までのステップ



健康保険証の利用申し込みで7500円相当のポイント
 公金受取口座の登録で7500円相当のポイント

※ポイント付与の実施時期・方法は未定です。最新情報はマイナポイント事業ホームページをご確認ください

申込方法や対象の決済サービスなど、詳しくはマイナポイント事業ホームページをご確認ください

